

## 目 次

市民税・県民税の特別徴収事務取扱いについて ..... 2

市民税・県民税の算出方法 ..... 7

納入書等取扱上の留意点 ..... 9

納入書記入例 ..... 11

異動届出書記載例 ..... 13

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書  
特 別 徴 収

市民税・県民税 普通徴収から特別徴収への切替申請書

特別徴収義務者の名 称 等変更届出書  
所在地

特別徴収税額の納期の特例の承認申請書

市民税・県民税（特別徴収）取扱局指定通知書

} とじ込み

# 市民税・県民税の特別徴収事務取扱いについて

## 1. 特別徴収税額通知書について

(特別徴収義務者用) …… この通知書は、特別徴収事務用として保管していただき、納税義務者の異動等の徴収元帳にご利用ください。

(納 税 義 務 者 用) …… この通知書は、個人ごとに切り離し、直ちに各納税義務者に交付してください。

## 2. 個人住民税の定額減税

令和5年12月22日に閣議決定された税制改正大綱において、令和6年度個人住民税の定額減税が実施されることになりました。

令和6年6月分の給与天引きを行わず、特別控除後の税額を11分割し、令和6年7月分～令和7年5月分で給与天引きを行います。

なお、合計所得金額1,805万円超の者や均等割のみ課税者など、定額減税が適用されない者にあっては、通常通りの徴収方法となります。

※ 以下、納期としての「6月」の表記について、定額減税適用者においては「7月」と読み替えてください。

## 3. 月割額の徴収方法及び納入方法

(1) 特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用）に納税義務者ごとの月割額が記載してありますから、第1回目の月割額を6月中に給与の支払をする際徴収し、第2回目以降の月割額についても7月から翌年5月まで毎月給与の支払をする際、順次徴収してください。

なお、特別徴収税額が均等割額に相当する金額以下の場合は、6月に全額徴収することになっています。

(2) 徴収した月割額は「納入書」によって、徴収した月の翌月10日（納期限）までに納入してください。たとえば第1回目は、6月中に支払われる給与（6月分の給与という意味ではありません）から6月分月割額を徴収していただき、「令和6年6月分」の納入書を使って納入してください。

(3) 納期限は毎月10日です。ただし、10日が土日祝日にあたる場合は、その翌営業日が納期限となります。

※ 当市で送付している納入書で納入しない場合は、納入書は送付していません。

納入書が必要や不要な場合は、税務課市民税係まで連絡してください。

## 4. 特別徴収税額の変更について

特別徴収税額を通知した後において、その特別徴収税額に誤りがあったり、また、これを変更する必要があるときは「特別徴収税額の（変更）通知書」を送付しますので、変更後の月割額により徴収してください。

また、納入書についても、変更分を送付します。なお、変更分の納付書が届く前に納入する場合は、当初送付した納入書の金額を訂正して使用してください。

(納入書記入例 P.11 参照)

## 5. 納期の特例について

給与の支払を受ける人が常時10人未満である事務所等が市長に申請し、その承認を受けた場合には、次のとおり徴収税額を年2回に分けて納入することができることとなっています。

6月から11月までの徴収分 ..... 12月10日まで

12月から翌年5月までの徴収分 ..... 6月10日まで

※ 新たに納期の特例の適用を受けようとするときは、特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書を提出してください。

## 6. 異動届出書の提出について

退職又は転勤等の理由により、給与の支払を受けなくなった場合は、「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」に必要事項を記入してその異動のあった月の翌月10日までに提出してください。この異動届出書の提出が遅れますと退職したり、転勤した人の分まで特別徴収義務者の滞納額となり、また、本市の事務処理が遅れるため、納税者に一度に多額の負担をかける結果ともなりますので遅滞なく提出してください。

注 異動後の未徴収税額の徴収方法については

- (1) 新しい勤務先において引き続き特別徴収を希望される場合は、「新しい勤務先の名称および所在地」の欄に詳しく書き入れ、「特別徴収継続」の数字「1」を枠内に記入してください。
- (2) 退職等により一括徴収する場合は「一括徴収」の数字「2」を枠内に記入してください。
- (3) その他の場合は「普通徴収」の数字「3」を枠内に記入してください。

「普通徴収」というのは、特別徴収の方法による徴収ができなくなった税額について、直接本人あてに納税通知書をお送りして納めていただく方法です。

※ 上記異動届出書の記載にあたっては、13・14ページの記載例を参照していただき記入もれのないようにしてください。

## 7. 退職者の未徴収税額の一括徴収について

退職等のため給与の支払を受けなくなった人がいる場合で、次の（1）又は（2）のいずれかに該当するときは、給与又は退職手当等の支払をする際、未徴収税額の全部を一括徴収し、その徴収した月の翌月10日までに納入していただくこととなります。

- (1) 6月1日から12月31日までの間に退職された場合、退職者から「一括徴収されたい」旨の申出があり、かつ支払われるべき給与又は退職手当等が未徴収税額を超えるとき。
- (2) 翌年1月1日から4月30日までの間に退職された場合、本人から一括徴収の申出がなくても、翌年5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等が未徴収税額を超えるとき。

## 8. 退職所得の市民税・県民税の特別徴収

退職者に退職手当等を支払う場合は、所得税と同様に市民税・県民税の所得割額を他の所得と分離して計算し、退職手当等の支払われる月に特別徴収していただき、その月の給与所得の月割額と合わせて、翌月の10日までに納入してください。

その際、納入書の裏面の納入申告書に必要事項を記載してください。

※退職手当等とは、退職手当又は一時恩給等名称が何であるかを問わず、退職によって雇主から一時に受ける給与及びこれらの性質を有する給与のこと。

### (1) 対象となる人

対象となるのは、退職手当等の支払を受ける日の属する年の1月1日現在、本市内に住所のある人です。ただし、同年1月1日現在、生活保護法による生活扶助を受けている人は除きます。

また、死亡により支払われる退職手当等は、相続税の課税対象となるため市民税・県民税は賦課されません。

### (2) 税額の算出

$$\left( \boxed{\text{退職手当等の支払金額}} - \boxed{\text{退職所得控除額}} \right) \times \frac{2分の1}{(注1)} = \boxed{\text{退職所得の金額}}$$

(1,000円未満の端数切捨て)

$$\text{市民税} = \boxed{\text{退職所得の金額}} \times 6\% \quad (100円未満の端数切捨て)$$
$$\text{県民税} = \boxed{\text{退職所得の金額}} \times 4\% \quad (100円未満の端数切捨て)$$

勤続年数	退職所得控除額
20年以下	40万円×勤続年数（最低80万円）
20年を超えるとき	800万円+70万円×（勤続年数-20年）

※在職中に障害者となり、それが直接の原因で退職した場合は、障害退職となり、上記の金額に100万円を加算した金額が控除額となります。

※勤続年数に1年未満の端数があるときは、1年に切り上げます。

(注) ただし、勤続年数5年以下の役員等（法人税法上の役員、国会議員・地方議会議員、国家公務員・地方公務員）については、2分の1を乗じる措置を廃止した上で計算します。

勤続年数5年以下の役員等以外の人に退職手当等を支払う場合、令和4年1月1日以降に支払われるものについては、退職所得控除額を控除した残額の300万円を超える部分については、2分の1を乗じる措置はありません。

## 9. 納期限を過ぎて納められる場合

納期限を過ぎて納付される場合は、次の率により計算した額の延滞金を月割額と併せて納付していただくこととなります。

納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、納付金額（1,000円未満の端数があるとき、又はその金額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年14.6%以内（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%以内）の割合を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。（ただし当分の間、この延滞金の割合については、地方税法附則第3条の2に規定する割合です。）

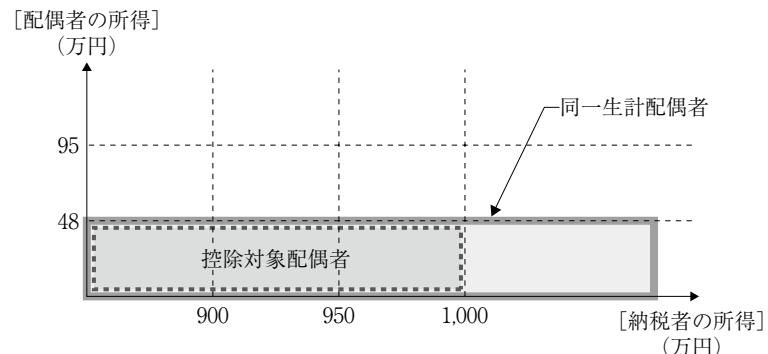
## 10. 特別徴収義務者指定番号について

特別徴収義務者指定番号は、あなたの事業所を表示する番号ですから、本市との事務連絡等には必ず使用してください。

## 11. 非課税者の範囲について

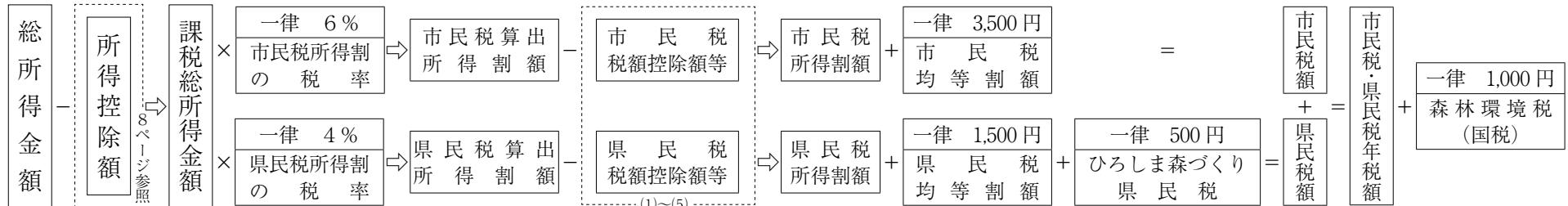
- (1) 次に該当する人は、市民税・県民税、森林環境税は課税されません。
- 生活保護法の規定による生活扶助を受けている者
  - 障害者、未成年者、寡婦又はひとり親で前年中の合計所得金額が135万円以下である場合
- (2) 次に該当する人は、均等割、森林環境税は課税されません。
- 前年の合計所得金額が280,000円に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額<sup>(注1)</sup>（控除対象配偶者、同一生計配偶者<sup>(注2)</sup>（控除対象配偶者を除く）又は扶養親族を有する場合には168,000円を加えた金額）に100,000円を加算した金額以下である者。
- ※注1) 16歳未満の扶養親族については、扶養控除の対象とはなりませんが、非課税算定の合計数には含まれます。
- ※注2) 控除対象配偶者と同一生計配偶者の用語説明
- 控除対象配偶者…納税者本人の合計所得金額が1,000万円以下で、配偶者の合計所得金額が48万円以下の者
  - 同一生計配偶者…納税者本人の合計所得金額に制限はなく、配偶者の合計所得金額が48万円以下の者

### 【参考：配偶者の範囲】



# 市民税・県民税、森林環境税の算出方法

令和6年度の市民税・県民税は、前年（令和5年1月1日から令和5年12月31日まで）の所得を基礎として、次の方により計算したものです。  
令和6年度から、森林環境税（国税）が市民税・県民税に併せて課税されます。



## (1)税額控除（調整控除）

合計課税所得金額が200万円以下の者

次の①と②のいずれか小さい額の5%（県民税2%、市民税3%）に相当する金額

①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額

②合計課税所得金額

合計課税所得金額が200万円超の者

①の金額から②の金額を控除した金額（5万円を下回る場合は5万円）の5%（県民税2%、市民税3%）に相当する金額

①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額

②合計課税所得金額から200万円を控除した金額

合計所得金額が2,500万円超の場合

適用なし

控除額の差の表

控除の種類		金額	配偶者控除	納稅義務者の合計所得金額	一般	老人
障害者控除		普通 特別		1万円 10万円	5万円 10万円	10万円
同居特別		22万円		900万円以下 900万円超 950万円以下 950万円超 1,000万円以下	4万円 6万円	6万円
寡婦控除		1万円	配偶者特別控除	2万円	3万円	
ひとり親控除		父 母		納稅義務者の合計所得金額 48万円超50万円未満 50万円以上55万円未満	配偶者の合計所得金額 5万円	5万円
勤労学生控除		1万円		900万円以下 900万円超 950万円以下 950万円超 1,000万円以下	3万円 2万円 1万円	3万円
扶養控除		一般 特定 老人 同居老親等	5万円 18万円 10万円 13万円	5万円 4万円 2万円	3万円 2万円	
基礎控除		5万円		2万円	1万円	

## (2)税額控除（配当控除）

種類	課税所得金額 1,000万円 以下の部分		1,000万円 超の部分	
	市民税	県民税	市民税	県民税
利益の配当等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
証券	外貨建等証券 投資信託以外	0.8%	0.6%	0.4%
投資信託等	外貨建等証券 投 資 信 託	0.4%	0.3%	0.2%
			0.15%	

## (3)税額控除（住宅借入金等特別税額控除）

前年分の所得税において平成21年～令和7年までの入居に係る住宅借入金等特別税額控除を受けている方で、所得税から控除しきれなかった額がある場合、次の①と②のうち、いずれか少ない金額

①住宅ローン控除のうち、所得税から引ききれなかった金額

②所得税の課税総所得金額×5%（限度額97,500円）

※居住年が平成26年から令和3年まで（地方税法附則第61条の規定の適用がある場合は令和4年まで）であって、特定取得、特別特定取得（特例取得及び特別特例取得を含む。）又は特例特別特例取得に該当する場合は7%（限度額136,500円）

## (4)税額控除（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除）

区分	市民税	県民税
配当割額又は株式等譲渡所得割額	3/5	2/5

## (5)税額控除（寄附金税額控除）

前年に次に掲げる寄附金を支出し、合計額2千円を超える場合には、その超える金額の県民税は4%、市民税は6%に相当する金額（総所得金額等の合計額の30%を上限）

①都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金

②住所地の県共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する寄附金

③住所地の県又は市の条例に定められた団体に対する寄附金

※①への寄附についてはさらに特別控除があります。詳しくはお問い合わせください。

## 所 得 控 除

種類	控除額
雑損控除	次のいずれか多い金額 ①(損失の金額 - 保険等により補てんされた額) - (総所得金額等 × 1/10) ②(災害関連支出の金額 - 保険等により補てんされた額) - 5万円
医療費控除	(支払った医療費 - 保険等により補てんされた額) - (総所得金額等 × 5/100) 又は 10万円のいずれか低い額 (限度額200万円) ※セルフメディケーション税制による医療費控除の特例の適用を選択する場合 特定一般用医薬品等購入費 - 12,000円 (限度額88,000円)
社会保険料控除	支払った額
小規模企業共済等掛金控除	支払った額
生命保険料控除	<p>①新契約</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支払った保険料が12,000円以下の場合には……支払った保険料の全額</li> <li>・支払った保険料が12,000円を超える場合には……………支払った保険料 × 1/2 + 6,000円</li> <li>・支払った保険料が32,000円を超える場合には……………支払った保険料 × 1/4 + 14,000円</li> <li>・支払った保険料が56,000円を超える場合には…………… 28,000円</li> </ul> <p>②旧契約</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支払った保険料が15,000円以下の場合には…… 支払った保険料の全額</li> <li>・支払った保険料が15,000円を超える場合には…………… 支払った保険料 × 1/2 + 7,500円</li> <li>・支払った保険料が40,000円を超える場合には…………… 支払った保険料 × 1/4 + 17,500円</li> <li>・支払った保険料が70,000円を超える場合には…………… 35,000円</li> </ul> <p>※一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額 (限度額70,000円)</p> <p>※一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合は、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額 (限度額28,000円)</p>
地震保険料控除	<p>地震保険料の場合</p> <p>①支払った保険料が50,000円以下の場合には…………… 支払った保険料 × 1/2</p> <p>②支払った保険料が50,000円を超える場合には…………… 25,000円</p> <p>旧長期損害保険料（契約期間が10年以上）の場合</p> <p>①支払った保険料が5,000円以下の場合には…………… 支払った金額の全額</p> <p>②支払った保険料が5,000円を超える場合には…………… 支払った保険料 × 1/2 + 2,500円</p> <p>③支払った保険料が15,000円を超える場合には…………… 10,000円</p> <p>地震保険料と旧長期損害保険料の両方ある場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地震・旧長期の保険料について、それぞれの規定に準じて計算した金額の合計額…………… (25,000円を限度とする)</li> </ul>

種類	控除額																																															
障害者控除	障害者である納稅義務者、控除対象配偶者、同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く）及び扶養親族1人につき……………26万円 (特別障害者については…30万円) (同居特別障害者については…53万円)																																															
寡婦控除	次のいずれかに該当する合計所得金額が500万円以下の方で、ひとり親に該当しない方（事実婚状態の方を除く）①夫と死別後婚姻していない②夫と離別後婚姻せず扶養親族がいる……………26万円																																															
ひとり親控除	合計所得金額が500万円以下の方で、配偶者と死別もしくは離別後婚姻していない、または未婚であり、生計同一の子（総所得金額が48万円以下）がいる方（事実婚状態の方を除く）……………30万円																																															
勤労学生控除	納稅義務者が勤労学生である場合には……………26万円																																															
配偶者控除	<p>納稅義務者の合計所得金額が900万円を超えると控除額が段階的に減少し、1,000万円を超える場合は、配偶者控除は受けられません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>納稅義務者の合計所得金額</th> <th>900万円以下</th> <th>900万円超950万円以下</th> <th>950万円超1,000万円以下</th> <th>1,000万円超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> <td rowspan="2">0円</td> </tr> <tr> <td>老人</td> <td>38万円</td> <td>26万円</td> <td>13万円</td> </tr> </tbody> </table>	納稅義務者の合計所得金額	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下	1,000万円超	一般	33万円	22万円	11万円	0円	老人	38万円	26万円	13万円																																	
納稅義務者の合計所得金額	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下	1,000万円超																																												
一般	33万円	22万円	11万円	0円																																												
老人	38万円	26万円	13万円																																													
配偶者特別控除	<p>納稅義務者の合計所得金額が900万円を超えると控除額が段階的に減少し、1,000万円を超える場合は、配偶者特別控除は受けられません。また、配偶者の合計所得金額の上限は、133万円です。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配偶者の合計所得金額</th> <th>納稅義務者の合計所得金額900万円以下</th> <th>納稅義務者の合計所得金額900万円超950万円以下</th> <th>納稅義務者の合計所得金額950万円超1,000万円以下</th> <th>納稅義務者の合計所得金額1,000万円超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>48万円超95万円以下</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> <td rowspan="9">0円</td> </tr> <tr> <td>95万円超100万円以下</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>100万円超105万円以下</td> <td>31万円</td> <td>21万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>105万円超110万円以下</td> <td>26万円</td> <td>18万円</td> <td>9万円</td> </tr> <tr> <td>110万円超115万円以下</td> <td>21万円</td> <td>14万円</td> <td>7万円</td> </tr> <tr> <td>115万円超120万円以下</td> <td>16万円</td> <td>11万円</td> <td>6万円</td> </tr> <tr> <td>120万円超125万円以下</td> <td>11万円</td> <td>8万円</td> <td>4万円</td> </tr> <tr> <td>125万円超130万円以下</td> <td>6万円</td> <td>4万円</td> <td>2万円</td> </tr> <tr> <td>130万円超133万円以下</td> <td>3万円</td> <td>2万円</td> <td>1万円</td> </tr> <tr> <td>133万円超</td> <td>0円</td> <td>0円</td> <td>0円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	配偶者の合計所得金額	納稅義務者の合計所得金額900万円以下	納稅義務者の合計所得金額900万円超950万円以下	納稅義務者の合計所得金額950万円超1,000万円以下	納稅義務者の合計所得金額1,000万円超	48万円超95万円以下	33万円	22万円	11万円	0円	95万円超100万円以下	33万円	22万円	11万円	100万円超105万円以下	31万円	21万円	11万円	105万円超110万円以下	26万円	18万円	9万円	110万円超115万円以下	21万円	14万円	7万円	115万円超120万円以下	16万円	11万円	6万円	120万円超125万円以下	11万円	8万円	4万円	125万円超130万円以下	6万円	4万円	2万円	130万円超133万円以下	3万円	2万円	1万円	133万円超	0円	0円	0円	
配偶者の合計所得金額	納稅義務者の合計所得金額900万円以下	納稅義務者の合計所得金額900万円超950万円以下	納稅義務者の合計所得金額950万円超1,000万円以下	納稅義務者の合計所得金額1,000万円超																																												
48万円超95万円以下	33万円	22万円	11万円	0円																																												
95万円超100万円以下	33万円	22万円	11万円																																													
100万円超105万円以下	31万円	21万円	11万円																																													
105万円超110万円以下	26万円	18万円	9万円																																													
110万円超115万円以下	21万円	14万円	7万円																																													
115万円超120万円以下	16万円	11万円	6万円																																													
120万円超125万円以下	11万円	8万円	4万円																																													
125万円超130万円以下	6万円	4万円	2万円																																													
130万円超133万円以下	3万円	2万円	1万円																																													
133万円超	0円	0円	0円																																													
扶養控除	<ul style="list-style-type: none"> <li>・扶養親族一人につき……………33万円</li> <li>ただし、扶養親族が19～22歳である場合には……………45万円</li> <li>70歳以上である場合には……………38万円</li> <li>・納稅義務者又はその配偶者の直系尊属で、同居している70歳以上の扶養親族は一人につき……………45万円</li> <li>・平成24年度分から、16歳未満の扶養親族については、扶養控除の対象となりません。</li> </ul>																																															
基礎控除	<table border="1"> <thead> <tr> <th>納稅者本人の所得金額</th> <th>2,400万円以下</th> <th>43万円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,400万円超2,450万円以下</td> <td></td> <td>29万円</td> </tr> <tr> <td>2,450万円超2,500万円以下</td> <td></td> <td>15万円</td> </tr> </tbody> </table>	納稅者本人の所得金額	2,400万円以下	43万円	2,400万円超2,450万円以下		29万円	2,450万円超2,500万円以下		15万円																																						
納稅者本人の所得金額	2,400万円以下	43万円																																														
2,400万円超2,450万円以下		29万円																																														
2,450万円超2,500万円以下		15万円																																														

# 納入書等取扱上の留意点

市民税・県民税特別徴収の納入書等については、O. C. R（光学式文字読み取り装置）により処理していますので、取扱いについては次の点に御留意ください。

納入済通知書の金額欄については、O. C. Rにより数字を読み取らせてますので、次の点に御留意のうえ、お取り扱いください。なるようお願いします。令和6年度6月分から翌年5月分までの領収証書・納入書・納入済通知書の納入金額(1)の欄に、税額を印字したうえで同封してありますが、実際の納入にあたっては、次のように取り扱ってください。

(1) 納入税額が納入済通知書「納入金額(1)」欄の税額と一致している場合 …… 記入例(1) (11ページ) 参照  
そのままご使用ください。

(2) 納入税額が納入済通知書「納入金額(1)」欄の税額と異なる場合 …… 記入例(2) (11ページ) 参照  
領収証書・納入書・納入済通知書「納入金額(1)」欄の税額を横線で抹消し、「納入金額(2)」欄の「給与分」、「合計額」に正しい納入税額をそれぞれ記入してください。

(3) 「納入金額(1)」が表示されていない納入済通知書を使われる場合(予備分を使用する場合) …… 記入例(3)(12ページ)参照  
領収証書・納入書・納入済通知書「～年～月分」、「納入金額(2)」欄をそれぞれ記入してください。

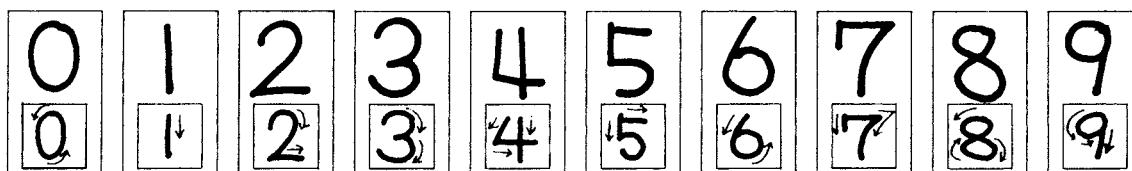
(4) 退職所得にかかる税額の納入がある場合 …… 記入例(4) (12ページ) 参照  
「退職所得分」欄と「合計額」欄にそれぞれ納入税額を記入し、裏面の納入申告書に所要事項を記載してください。

(5) 納入済通知書の書き方等についてのお願い

## ア 記入数字

記入数字は、機械で読み取りますので、字体については、次のように記入してください。

字体例…………→



注意事項	良い例	悪い例	注意事項	良い例	悪い例
(1)枠から出ないよう中央に	5 6 4	5 6 4	(4)途だえなく最後まで	5 8 8	5 8 8
(2)文字は、つづけて書かない	0 0 0	0+0+0	(5)文字は、ねかせないで直立に	4 9 9	4 9 9
(3)不必要な飾りは書かない	1 7 7	1 7 7	(6)直線は、まっすぐ丸みは自然に	2 3 9	2 3 9

#### イ その他

- (1) 納入税額の記載にあたっては、不必要的記号、文字（例、￥・金…等）を入れないでください。
- (2) 納入済通知書の汚損、破損、ホッチキスどめ等をしないよう取り扱ってください。

#### （6）事業所名称及び納入税額等について

事業所名称変更及び税額の変更（転勤・退職）等の御通知をいただいても、電算入力の関係上、正しい変更がされないで（この場合翌月正しい打ち出しがされます。）旧事業所名称のままや、変更前の納入税額で打ち出される場合もありますので御了承ください。

#### （7）その他

- (1) 納入書は、12か月分で末尾に予備として2枚綴り込んでありますので書き損じのときは、この予備を御使用ください。
- (2) 「納入金額(2)」欄の「給与分」は、「給与からの徴収月額」・「一括徴収税額」の合計額です。
- (3) 「納入金額(2)」欄の「給与分」又は「退職所得分」の欄に納入税額を合算して記入されると、収納事務に支障をきたしますので特に注意してください。

## 納入書記入例

(1) 納入税額が納入済通知書「納入金額(1)」欄の税額と一致している場合

そのままでご使用ください。

		指定番号	納入金額(1) 円
令和6年8月分		9912000	55,000
納 入 金 額 (2)	給与分 (括弧収) (分を含む)	億千百十 万千百十 円	
	退職 所得分	億千百十 万千百十 円	
	延滞金	億千百十 万千百十 円	
	督手 促料	億千百十 万千百十 円	
	合計額	億千百十 万千百十 円	
		合計額	55,000

(2) 納入税額が納入済通知書「納入金額(1)」欄と税額と異なる場合

領収証書、納入書、納入済通知書の「納入金額(1)」欄を横線で抹消し、「納入金額(2)」欄の「給与分」、「合計額」に正しい納入税額を記入してください。

		指 定 番 号	納 入 金 額(1) 円
令和6年9月分		9912000	55,000
<b>納 入 金 額 (2)</b>	給 与 分 (一括徵収) (分を含む)	億 千 百 十 万 千 百 十 円	1 3 5 0 0 0
	退 職 分		
	入 所 得 分		
	延 滞 金		
	督 促 手 数 料		
	合 計 額		

→手書き記入欄  
●正しい納入税額を記入してください。

(3) 「納入金額(1)」が表示されていない納入済通知書を使われる場合 (予備分を使用する場合)

領収証書、納入書、納入済通知書の「～年～月分」、「納入金額(2)」欄をそれぞれ記入してください。

		指 定 番 号	納 入 金 額(1) 円
→ 令和6年10月分		9912000	* * * * *
納 入 金 額 (2)	給 与 分	億 千 百 十 万 千 百 十 円	2480000
	納 入 金 額 (括収) (分を含む)		
	退 職 分		
	所 得 分		
	延 滞 金		
	督 促 手 数 料		
合 计 額		2480000	

#### (4) 退職所得にかかる税額の納入がある場合

領収証書、納入書、納入済通知書の「納入金額(2)」欄の「退職所得分」、「合計額」をそれぞれ記入してください。

		指 定 番 号	納 入 金 額(1) 円
令和6年11月分		6 6 7 3 0 0 0	223.500
納 入 金 額(2)	給 与 分 (一括徴収) (分を含む)	億 千 百 十 万 千 百 十 円	
	退 職 所 得 分	3 8 0 0 0 0	
	延 滞 金		
	督 促 手 数 料		
	合 计 額	6 0 3 5 0 0	

給与支払報告書に係る給与所得者異動届出書 記載例（退職一括徴収の場合）

江田島市長		様 令和〇〇年 10月 1日提出 給与支払者	特 別 義 務 徴 収 者	所在 地	〒737-〇〇〇〇 江田島市〇〇町〇〇1111番地					特別徴収義務者 指 定 番 号	12345678	
				フリガナ	〇〇 〇〇					宛 名 番 号	00112233	
				氏名又は名称	〇〇 株式会社					所 属	人事課 給与係	
				個人番号 又は法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 4 ←個人番号の記載に当たっては、 左端を空欄とし右詰めで記載					担 連 當 絡 者 先	〇〇 〇〇	
								電 話	0823-〇〇-〇〇〇〇 内線 ( )			
給 与 所 得 者	フリガナ	〇〇〇〇 〇〇〇〇			(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異 動 年 月 日	異 動 の 事 由	異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法		
	氏 名	〇〇 〇〇										
	生年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日										
	個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3										
	受給者番号	〇〇〇〇			6 月から 9 月まで	10 月から 5 月まで	〇〇 年 9 月 30 日	1 退職・長 休職 死 支払少額・不定期散 合併・解 その他 〔事由・理由〕	職勤欠亡 期散他	2 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)		
	1月1日現在の住所											
	異動後の住所	江田島市〇〇町〇〇2222番地										
		33,000円	11,400円	21,600円								

1. 特別徴収継続の場合(新しい勤務先へ特別徴収の開始月と月割額を連絡してください。)									
新し い 勤 務 先 ( 特 別 徴 収 義 務 先 者 )	特別徴収義務者指 定番 号	(新規)	法 人 番 号						
	所在 地	〒	担当 者 連 絡 先	所 属					
	フリガナ			氏 名					
	氏名又は名称			電 話	内線 ( )				受給者番号
新しい勤務先へは、月割額_____円を <input type="text"/> 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。									
納入書の要否 <small>(新規の場合のみ記載)</small>									
<input type="checkbox"/> 1. 必要 <input type="checkbox"/> 2. 不要 <small>右から 番号を 記入</small>									

2. 一括徴収の場合		徴収予定期日 (上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、 9月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。
理由	1. 異動が令和6年12月31日まで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和7年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	9月24日	21,600円
右から 番号を 記入	1		

3. 普通徴収の場合		
理由	※市町村記入欄	
右から番号を記入	1. 異動が令和6年12月31日まで、一括徴収の申出がないため 2. 令和7年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下であるため 3. 死亡による退職であるため	

給与支払報告書に係る給与所得者異動届出書 記載例（転勤の場合）  
特別徴収

						年 度		① 現年度 2. 新年度 3. 両年度		
江田島市長 様 令和〇〇年 10月 1日提出		〔特 別 徴 収 義 務 者 〕	所在 地	〒737-〇〇〇〇 江田島市〇〇町〇〇1111番地				特別徴収義務者 指定番号 宛名番号 所属 担当 当絡 者先 氏名 電話	12345678 00112233 人事課 給与係 〇〇 〇〇 0823-〇〇-〇〇〇〇 内線( )	
				フリガナ	〇〇 〇〇				個人番号 又は法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 4 ←個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載
			氏名又は名称	〇〇 株式会社						
			個人番号 又は法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 4						
給 与 所 得 者	フリガナ	〇〇〇〇 〇〇〇〇		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動 年月日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法	
	氏名	〇〇 〇〇								
	生年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日								
	個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3								
	受給者番号	〇〇〇〇								
	1月1日現在の住所									
	異動後の住所	江田島市〇〇町〇〇2222番地								
	6月から 9月まで	10月から 5月まで	〇〇年 9月 30日	2	1. 退転 2. 休職・長 3. 死 4. 支払少額・不定期 5. 合併・解散 6. その他 7. その他の 事由・理由	1 右から番号を記入	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)			
	33,000円	11,400円	21,600円							

1. 特別徴収継続の場合(新しい勤務先へ特別徴収の開始月と月割額を連絡してください。)

(新 特 別 徴 収 義 務 先 者)	特別徴収義務者 指定番号	56789123	(新規)	法人番号	5678912345678	担当者連絡先 所属 氏名 電話	新しい勤務先へは、月割額 2,700 円を 10 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。	
	所在地	〒737-〇〇〇〇 江田島市〇〇町〇〇3333番地			総務課			
	フリガナ	〇〇 〇〇			〇〇 〇〇			
	氏名又は名称	〇〇 有限公司			0823-〇〇-〇〇〇〇 内線( )			
		納入書の要否 (新規の場合のみ記載)		右から番号を記入 1. 必要 2. 不要				

2. 一括徴収の場合

理 由	右から番号を記入 1. 異動が令和6年12月31日まで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和7年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定月日 (上記(ウ)と同額)	月 日 円	左記の一括徴収した税額は、 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。

3. 普通徴収の場合

理 由	右から番号を記入 1. 異動が令和6年12月31日まで、一括徴収の申出がないため 2. 令和7年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため	※市町村記入欄
--------	---	---------

給与支払報告書に係る給与所得者異動届出書  
特別徴収

			年 度														
			1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度														
江田島市長様  令和 年 月 日 提出			給与支払者  特別徴収義務者	所在 地		〒								特別徴収義務者 指定番号			
				フリガナ										氏名又は名称			
				個人番号 又は法人番号											←個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載	所属	
																担当者先	氏名
												電話	内線( )				
給与所得者	フリガナ				(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法							
	氏名																
	生年月日	年 月 日															
	個人番号																
	受給者番号																
	1月1日現在の住所																
	異動後の住所																
		月から	月から	年	1. 退転 2. 休職・長 3. 死亡 4. 支払少額・不定期 5. 合併・解散 6. その他の 7. 事由・理由	月	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)										
		月まで	月まで	月	右から番号を記入	日	右から番号を記入										
		円	円	円													

1. 特別徴収継続の場合(新しい勤務先へ特別徴収の開始月と月割額を連絡してください。)

新特別徴収義務者  勤務先者	特別徴収義務者 指定番号	(新規)	法 人 番 号											新しい勤務先へは、月割額_____円を 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。			
	所在 地	〒			担 当 者 連絡 先	所 属											
	フリガナ					氏 名											
	氏名又は名称					電 話	内線( )				納入書の要否 (新規の場合のみ記載)						
																1. 必要 2. 不要	

2. 一括徴収の場合

理由  右から番号を記入	1. 異動が令和6年12月31日まで、一括徴収の申出があったため  2. 異動が令和7年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定月日		徴収予定額 (上記(ウ)と同額)		左記の一括徴収した税額は、 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。			
		月	日	円					

3. 普通徴収の場合

理由  右から番号を記入	1. 異動が令和6年12月31日まで、一括徴収の申出がないため  2. 令和7年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため  3. 死亡による退職であるため	※ 市町村記入欄
--------------------	---	-------------

## 記載要領

### 1 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書

この届出書は、市町村長に提出した給与支払報告書に記載された者で、4月1日現在において給与の支払を受けなくなった者がある場合に4月15日までに提出してください。

### 2 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

この届出書は、給与の支払を受けている者で、給与の支払を受けなくなった場合にその受けなくなった日の属する月の翌月の10日までに提出してください。ただし、4月2日から5月31日までの間に給与の支払を受けなくなった者の市民税・県民税をその年度から新たに特別徴収の方法によって徴収すべき市町村長に対する届出書は、その市町村長から特別徴収税額の通知があった日の属する月の翌月の10日までに提出してください。

### 3 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「個人番号又は法人番号」欄には、給与支払者（特別徴収義務者）の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載してください。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載してください。

### 4 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「特別徴収義務者指定番号」欄には、江田島市により指定された特別徴収義務者指定番号を記載してください。

### 5 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「宛名番号」欄には、この届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された宛名番号を記載してください。

### 6 「給与所得者」欄中の「個人番号」欄には、給与所得者の個人番号を記載してください。

### 7 「給与所得者」欄中の「受給者番号」欄には、この届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された受給者番号を記載してください。

### 8 「異動後の住所」欄には、異動後の住所を記載してください。異動後の住所が不明なときは、給与の支払を受けなくなった当時の住所を記載してください。

### 9 「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄は、次の要領により記載してください。

(1) 給与の支払を受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、枠内に「1」と番号を記入するとともに、「1. 特別徴収継続の場合」欄に必要事項を記載してください。また、新しい勤務先の給与担当者へ、必ず引き継ぎをしてください。

(2) 退職後令和7年5月31日までに支払われる給与又は退職手当等から未徴収税額を一括徴収する場合には、枠内に「2」と番号を記入するとともに、「2. 一括徴収の場合」欄に必要事項を記載してください。(注 令和7年1月1日から4月30日までの間に、退職等により給与の支払を受けなくなった場合には、本人から一括徴収の申出がなくとも必ず一括徴収しなければなりません。)

(3) (1)又は(2)に該当しない場合には、枠内に「3」と番号を記入するとともに、「3. 普通徴収の場合」欄に、その理由を同欄に掲げているものから選び、該当する番号を枠内に記入してください。(注 同欄に掲げている理由に該当しない場合は、新しい勤務先において特別徴収の継続の申出がある場合を除き、特別徴収義務者は、必ず一括徴収しなければなりません。)

### 10 「1. 特別徴収継続の場合」欄中の「特別徴収義務者指定番号」欄には、届出書を提出する関係市町村長により指定された特別徴収義務者指定番号を記載してください。これまでに同市町村長から指定されたことがない場合にあっては、「新規」を○で囲んでください。

### 11 「1. 特別徴収継続の場合」欄中の「納入書の要否」欄には、「特別徴収義務者指定番号」欄の「新規」を○で囲んだ場合にのみ記載してください。

### 12 「2. 一括徴収の場合」欄中の「徴収予定月日」欄には、一括徴収の対象となる給与又は退職手当等の支給月日を記載してください。

### 13 ※印の欄は、記載しないでください。

#### 問い合わせ先・提出先

〒737-2297 広島県江田島市大柿町大原505番地

江田島市 市民生活部 税務課 市民税係

TEL 0823-43-1636

FAX 0823-57-4431

# 給与支払報告書に係る給与所得者異動届出書 特別徴収

特 別 徴 収 様										年度	1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度				
江田島市長 令和 年 月 日提出				給与支払者 特別徴収義務者	所在 地	〒 フリガナ 氏名又は名称 個人番号 又は法人番号								特別徴収義務者 指 定 番 号			
														宛 名 番 号			
					所 属 担 連 当 絡 者 先									氏 名			
														電 話	内線 ( )		
給与所得者	フリガナ	(ア) 特別徴収税額 (年税額)				(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法							
	氏名									年 月 日			年 月 日				
	生年月日									年 月 日			年 月 日				
	個人番号																
	受給者番号					円	□ 月から	□ 月から	年 月 日	1. 退 2. 転 3. 休職・長 4. 死 5. 支払少額・不 6. 合併・解 7. その他の 事由・理由	職勤欠亡 定期散他	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)					
	1月1日 現在の住所						□ 月まで	□ 月まで									
	異動後の 住 所						□ 日										

1. 特別徴収継続の場合(新しい勤務先へ特別徴収の開始月と月割額を連絡してください。)									
特別徴収義務者 新し い勤 務 先 ( 者 )	特別徴収義務者 指 定 番 号	(新規)	法 人 番 号						
	所 在 地	〒	担当 者 連 絡 先	所 属					
	フリガナ			氏 名					
	氏名又は名称			電 話	内線 ( )				
					納入書の要否 (新規の場合のみ記載)				<input type="checkbox"/> 1. 必要 <input type="checkbox"/> 2. 不要
							<input type="checkbox"/> 右から 番号を 記入		

2. 一括徴収の場合		徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	
理由	右から 番号を 記入	月	日	円
		1. 異動が令和6年12月31日まで、一括徴収の申出があったため		
		2. 異動が令和7年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため		

3. 普通徴収の場合		
理由 右から 番号を 記入	<p>1. 異動が令和6年12月31日まで、一括徴収の申出がないため</p> <p>2. 令和7年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下であるため</p> <p>3. 死亡による退職であるため</p>	※ 市 町 村 記 入 欄

## 記載要領

### 1 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書

この届出書は、市町村長に提出した給与支払報告書に記載された者で、4月1日現在において給与の支払を受けなくなった者がある場合に4月15日までに提出してください。

### 2 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

この届出書は、給与の支払を受けている者で、給与の支払を受けなくなった場合にその受けなくなった日の属する月の翌月の10日までに提出してください。ただし、4月2日から5月31日までの間に給与の支払を受けなくなった者の市民税・県民税をその年度から新たに特別徴収の方法によって徴収すべき市町村長に対する届出書は、その市町村長から特別徴収税額の通知があった日の属する月の翌月の10日までに提出してください。

### 3 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「個人番号又は法人番号」欄には、給与支払者（特別徴収義務者）の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載してください。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載してください。

### 4 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「特別徴収義務者指定番号」欄には、江田島市により指定された特別徴収義務者指定番号を記載してください。

### 5 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「宛名番号」欄には、この届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された宛名番号を記載してください。

### 6 「給与所得者」欄中の「個人番号」欄には、給与所得者の個人番号を記載してください。

### 7 「給与所得者」欄中の「受給者番号」欄には、この届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された受給者番号を記載してください。

### 8 「異動後の住所」欄には、異動後の住所を記載してください。異動後の住所が不明なときは、給与の支払を受けなくなった当時の住所を記載してください。

### 9 「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄は、次の要領により記載してください。

(1) 給与の支払を受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、枠内に「1」と番号を記入するとともに、「1. 特別徴収継続の場合」欄に必要事項を記載してください。また、新しい勤務先の給与担当者へ、必ず引き継ぎをしてください。

(2) 退職後令和7年5月31日までに支払われる給与又は退職手当等から未徴収税額を一括徴収する場合には、枠内に「2」と番号を記入するとともに、「2. 一括徴収の場合」欄に必要事項を記載してください。(注 令和7年1月1日から4月30日までの間に、退職等により給与の支払を受けなくなった場合には、本人から一括徴収の申出がなくとも必ず一括徴収しなければなりません。)

(3) (1)又は(2)に該当しない場合には、枠内に「3」と番号を記入するとともに、「3. 普通徴収の場合」欄に、その理由を同欄に掲げているものから選び、該当する番号を枠内に記入してください。(注 同欄に掲げている理由に該当しない場合は、新しい勤務先において特別徴収の継続の申出がある場合を除き、特別徴収義務者は、必ず一括徴収しなければなりません。)

### 10 「1. 特別徴収継続の場合」欄中の「特別徴収義務者指定番号」欄には、届出書を提出する関係市町村長により指定された特別徴収義務者指定番号を記載してください。これまでに同市町村長から指定されたことがない場合にあっては、「新規」を○で囲んでください。

### 11 「1. 特別徴収継続の場合」欄中の「納入書の要否」欄には、「特別徴収義務者指定番号」欄の「新規」を○で囲んだ場合にのみ記載してください。

### 12 「2. 一括徴収の場合」欄中の「徴収予定月日」欄には、一括徴収の対象となる給与又は退職手当等の支給月日を記載してください。

### 13 ※印の欄は、記載しないでください。

#### 問い合わせ先・提出先

〒737-2297 広島県江田島市大柿町大原505番地

江田島市 市民生活部 税務課 市民税係

TEL 0823-43-1636

FAX 0823-57-4431

令和 年度 市民税・県民税 普通徴収から特別徴収への切替申請書

江田島市長様

提出日 令和 年 月 日

※ 受付印		給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地 フリガナ	〒			特別徴収義務者指定番号						
名 称 代表者の 職氏名印				担当者	係 名								
					氏 名								
					電 話								
給与所得者	フリガナ			生年月日	A	円	B	円	A-B	円			
	氏 名			年月日	年税額		普通徴収	円	差引き				
	1月1日現在の住所	江田島市											納付済額
	現住所				(注) 普通徴収未納付書については本申請書提出時に同封してください。								
	異動年月日	令和 年 月 日				月分 (申請書提出月の翌々月以降) から特別徴収し、納付する。							
受給者番号											(注) 税額通知書の送付は本申請書の提出月の翌々月中旬になります。		
申請理由	<input type="checkbox"/> 入社のため <input type="checkbox"/> 正社員となったため <input type="checkbox"/> 以前から入社していたが、本人特別徴収希望のため <input type="checkbox"/> その他 (					※ 市 記 入 欄	月割額	月分		月分から			
	入力日												
	月割												
	事業所登録												
	納入書送付												

※欄は江田島市が記入します。



### 受付印

# 特別徴収義務者の名稱等変更届出書

江田島市長様 令和 年 月 日提出	給与支払者	住所(居所) 又は所在地		担当者	係		特別徴収義務者指定番号
		氏名又は名称			氏名		
		法人番号			電話		

変更年月日	令和 年 月 日	変更理由	1 名称変更	2 所在地変更	備考	
			3 合併	4 その他		
※変更理由が「3」又は「4」の場合は、備考欄にその内容(吸収合併・新設合併等)を詳しく記載してください。						
事項	変更前				変更後	
フリガナ						
名称 (氏名)						
法人番号						
フリガナ						
所在地 (住所)	〒				〒	
フリガナ						
方書						
電話番号	( )		-		( )	

※変更後の名称、所在地及び方書には、誤読を避けるために必ずフリガナを記載してください。

※記載に当たっては、裏面の記載要領をご覧ください。

## 記載要領

- 1 この届出書は、特別徴収義務者の名称・所在地等に変更があった場合、速やかに提出してください。
- 2 「給与支払者」欄には、変更後の名称・所在地を記載してください。
- 3 「特別徴収義務者指定番号」欄には、この届を提出される時点まで使用していただいている特別徴収義務者指定番号を記載してください。
- 4 「変更年月」欄には、名称・所在地等の変更があった年月日を記載してください。
- 5 「変更理由」欄には、該当する変更理由の番号に○印を記載し、その番号が「3」又は「4」の場合は、「備考」欄に変更の内容を詳しく記載してください。

### 問い合わせ先・提出先

〒737-2297 広島県江田島市大柿町大原505番地

江田島市 市民生活部 税務課 市民税係

TEL 0823-43-1636

FAX 0823-57-4431

## 市・県民税特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書

指定番号

年月日	住所(居所) 又は 所在地
江田島市長様	申 特別 徴 収 義 務 者 請 名 称 法人番号 担当者名 電話番号

江田島市税条例第46条の3の規定により、特別徴収税額の納期の特例についての承認を申請します。

納期の特例の承認を受けようとする税額	年 月 以降の給与に係る給与・退職手当に係る特別徴収税額		
申請の日前6月間の各月末の給与の支払を受けた者の人員及び各月の給与の支払額	月区分 年 月	支給人員・支給額 (臨時雇用者を除く。) 人	臨時雇用者 支給人員・支給額 円 人
※臨時雇用がある場合には、区別して該当欄に記入してください。	.		
現在、市税の滞納や最近における著しい納付・納入の遅延の事実がある場合において、それがやむを得ない理由であるときは、その理由	理由		
申請の日前1年内に納期の特例について、承認を取り消されたことがある場合は、その年月日等	有(年月日)・無		

(注) 給与の支払を受ける者が10人未満でなくなった場合は、遅滞なく、その旨、その他必要事項を記載した届出書を提出すること。

## 申請についての注意事項

- 1 この申請書は、特別徴収義務者が地方税法第321条の5の2に規定する特別徴収税額の納期の特例の適用を受けるようとする場合に使用します。
  - 2 この特例の適用を受けることができる特別徴収義務者は、その者から給与の支払を受ける者の数が常時10人未満である特別徴収義務者に限ります。  
(注)「常時10人未満」とは、常に10人に満たないということであって、多忙な時期等において臨時に雇い入れた者があるような場合には、その人數を除いた人數が10人未満であるということです。
  - 3 2に該当する特別徴収義務者がこの特例の適用を受けようとする場合には、市長に申請し、その承認を受ければなりません。
  - 4 この特例の承認を受けた場合には、承認を受けた日の属する月以後に毎月徴収された月割額を次のとおり年2回に分けて納入することとなります。
- |                 |              |
|-----------------|--------------|
| 6月から11月までの徴収分   | 12月10日までに納入  |
| 12月から翌年5月までの徴収分 | 翌年6月10日までに納入 |
- 5 この特例について承認を受けた特別徴収義務者は、その者から給与の支払を受ける者が10人以上となつた場合には、その旨を遅滞なく市長に届け出なければなりません。
  - 6 市税の滞納や最近における著しい納付・納入の遅延があるような特別徴収義務者については、この特例の承認を受けられないことがあります。また、この承認を受けても市税を滞納したり、納付・納入の遅延があると、この特例の承認を取り消されることがあります。

問い合わせ先・提出先

〒737-2297 広島県江田島市大柿町大原505番地

江田島市 市民生活部 税務課 市民税係

TEL 0823-43-1636

FAX 0823-57-4431

令和6年5月

## 特別徴収義務者様

広島県江田島市長

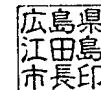


### 市民税・県民税（特別徴収）の納入について

令和6年度の市民税・県民税額について別紙のとおりお知らせしましたが、月割額の納入について広島県外の郵便局を利用される場合には、第1回目の納入の際、指定通知書を併せて提出されるようお願いします。

## 郵便局長様

広島県江田島市長



### 指定通知書

地方税法第321条の5第4項の規定により貴局を令和6年度市民税・県民税（特別徴収）取扱局に指定したので通知します。

- 口座番号 01360-5-960064
- 加入者の名称 広島県江田島市会計管理者
- 取りまとめ局 ゆうちょ銀行広島貯金事務センター